

## 山形県農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、山形県農産物等統一キャッチフレーズ・シンボルマーク使用管理要綱（以下「管理要綱」という。）第19条の規定に基づき、海外における山形県産の農林水産物及び食品（以下「県産農林水産物・食品」という。）の識別を容易にするとともに、県産ブランドのイメージ向上を図るため、「山形県産農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）」を制定するとともに、その使用管理の適正を確保するため、シンボルマークの使用等に関し必要な事項を定める。

### (基本形)

第2条 管理要綱第19条第1項に規定する基本形は、別紙のとおりとする。

2 シンボルマークは、基本形に輸出主体の名称、輸出対象商品名称・イラストを付加するなど、統一キャッチフレーズ等のイメージを損なわない範囲で活用することができる。

### (用途)

第3条 シンボルマークの用途は、次の各号のいずれかに該当する県産農林水産物・食品を輸出の目的で供する場合に使用するものとする。

(1) 県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物

(2) 県内に所在する事業所等において製造若しくは出荷又は販売する加工食品で原材料の全部又は一部に県産農林水産物を使用しているもの

2 輸出に供する目的で出荷された前項の商品が、やむを得ない理由により輸出できなかった場合は、シンボルマークを表示して国内流通することができる。

3 シンボルマークは、県産農林水産物・食品の広報のために使用することができる。

### (管理等を行う機関)

第4条 シンボルマークの使用の許可及び管理に関する業務については、一般社団法人山形県国際経済振興機構（以下「国際機構」という。）に委託する。

2 国際機構は、本要領の規定に基づき、善良なる管理者の注意義務に従い、シンボルマークの使用許可及び管理に関する業務を誠実に遂行するものとする。

3 国際機構における基本形の使用許可及び管理業務において、不正の行為があったと認められたときは、同機構への委託を直ちに取消すものとする。

### (使用の許可)

第5条 シンボルマークを使用しようとする者は、国際機構会長に第7条の規定による申請を行い、その許可を受けなければならない。なお、使用許可の期間は、当該許可を受けた日から3年間とする。

### (使用に関する要件)

第6条 第3条第1項に規定する用途に使用する場合の要件は、管理要綱第6条第1項の規定を準用する。

2 第3条第1項第1号に規定する商品に使用するときは、管理要綱第6条第2項から第6項までの規定を併せて準用する。

### (出荷又は販売における使用許可申請等)

第7条 申請者は、次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を国際機構会長に提出しなければならない。

(1) 山形県産農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク使用許可申請書（様式第1号）

(2) その他前条に規定する要件を満たすことを確認するため国際機構会長が必要と認める書類

2 国際機構会長は、提出を受けた申請関係書類が適当と認められる場合は、これを許可し、山形県産農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク使用許可証（様式第2号）を交付するものとする。

### (広報における使用の届出)

第8条 第3条第3項に規定する用途のためシンボルマークを使用する場合の手続きは、前条の規定に関わらず、国際機構会長に、山形県産農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク使用届出書（様式第

3号)により届け出ることにより、第5条に規定する許可を受けたものとみなす。

#### (使用権限)

第9条 第7条の規定により許可を受けたもの又は前条の規定により届出書を提出したもの（以下これらを「使用者」という。）は、無償でシンボルマークを使用できるものとする（以下この権限を「使用権限」という。）。

#### (実績報告)

第10条 使用者は、毎年度終了後、遅滞なく山形県産農林水産物・食品輸出促進シンボルマーク使用実績報告書（様式第4号）を国際機構会長に提出しなければならない。

2 国際機構は、前項による使用者からの実績報告について、年度分をとりまとめ、山形県産農林水産物輸出促進シンボルマーク実績総括票（様式第5号）を作成のうえ、毎年度4月30日までに県に対しその報告をしなければならない。

#### (事故、苦情等の処理)

第11条 シンボルマークを使用した商品等に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、山形県及び国際機構はその責を負わないものとする。

#### (調査及び指示)

第12条 山形県若しくは国際機構は、申請者又は使用者に対し、必要な範囲内において、シンボルマークの使用に関わる商品、資材、書類、媒体等を閲覧し若しくは提出を求め又は生産現場若しくは事業所、流通先等に対し立入り等の調査を実施し、指示を行うことができる。

#### (使用許可の取消し)

第13条 山形県又は国際機構は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用権限を取り消し、その結果を公表することができる。

(1) シンボルマークを不正に使用したとき。

(2) シンボルマークを使用者固有のものとして誤解を与えるような使用をしたとき。

(3) 使用権限を有する県産農林水産物又は県内加工食品の生産、出荷、販売等に際して、信用を損なう行為により、シンボルマークのイメージを失墜させたとき。

(4) 第10条第1項の規定による報告を行わなかったとき。

(5) 第11条の規定による必要な措置を講じなかったとき。

(6) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。

(7) その他山形県又は国際機構の事業目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により使用権限が取り消された場合において、使用者又は使用者であったものは、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を山形県又は国際機構に請求することができない。

#### (その他の使用者の義務)

第14条 使用者は、第三者がシンボルマークの商標権等を侵害し、または侵害しようとしているおそれのある事実を発見したときは、速やかに国際機構会長に通報しなければならない。

2 国際機構会長は、前項の規定による通報があった場合、速やかにその事実を確認のうえ県に対し報告を行い、その指示に従い、必要な措置を講ずるものとする。

#### (疑義の決定)

第15条 この要領に定めのない事項及び本要領による手続き等に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、山形県及び国際機構が協議し決定する。

#### 附則

この要領は、平成24年11月13日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。